

資 料

(個人所得課税)

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日 閣議決定）（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

① 基本的仕組み

現行所得税では、収入や経済的利益などから、発生形態に応じて設けている給与・事業など 10 種類の所得分類に従って、給与所得控除や必要経費などを差し引き、所得金額を計算しています。原則として、これらの 10 種類の所得金額を合算し、その金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、その残額に対して超過累進税率を適用して税額を計算する総合課税の仕組みをとっています。

累進税率とは、所得が多くなるに従い高い税率を課す方法であり、我が国では 6 つの税率適用所得区分（ブラケット）を設け、ブラケットに応じた税率を課す超過累進税率をとっています（資料 1 参照）。

例えば、300 万円の所得（収入ではありません）がある場合、0 円から 195 万円までは税率 5%、195 万円超 330 万円までは 10% ですので、 $195 \text{万円} \times 5\% + (300 \text{万円} - 195 \text{万円}) \times 10\% = 20.25 \text{万円}$ という計算になります。

ただし、利子などは源泉分離課税と言って、源泉徴収段階で課税し、他の所得と合算しません。株式譲渡益などは申告分離課税と言って、確定申告の段階で他の所得と合算せず、課税しています。

② 現状と課題

所得税については、累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引上げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます（資料 2 参照）。

その原因としては、第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、第二に、分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

格差が拡大する中、所得税には所得再分配機能の発揮が求められています。特に、中間層が低所得層へと落ちて

いく下への格差拡大を食い止めることは喫緊の課題です。

累進構造を回復させる改革を行って所得再分配機能を取り戻す必要があります。

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組みとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです。

例えば、0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有していますが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもなりません。

所得控除を一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い低所得者ほど所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになります。

手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます。

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。23歳か

ら 69 歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された 16 歳から 22 歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22 年度において、高校の実質無償化に伴い、16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止することとします（平成 23 年分からの適用となります）。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととします。

また、所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除の見直しや、税率構造などの所得税改革にも取り組むこととします。

給与所得控除には上限がありませんが、給与所得者の必要経費が収入の増加に応じて必ずしも増加するとは考えにくく、高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です。また、給与所得者であっても、本来は実際にかかった経費の実額を控除することが望ましいと言えます。現行の特定支出控除（通勤費など一定の支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除する制度）の適用実績は僅少で推移しています。給与所得控除の見直しと併せ、特定支出控除の対象範囲を拡大することにより、給与所得者にとって使いやすい制度にすることを検討します。

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくため、納税者自らが所得及び税額を確定申告することが基本でなければなりません。給与所得控除と特定支出控除を見直すことにより、特定支出控除の選択的適用の増加を通じ、給与所得者の確定申告の機会拡大につなげます。

さらに、所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号

制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。

(2) 個人住民税

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しており、所得税よりも課税最低限が低く設定されていて、比例税率をとっています。

前述した通り、平成 22 年度税制改正では所得税において①0 歳から 15 歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成 22 年度税制改正において同様の措置を講じます(平成 24 年度分からの適用となります)。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになりますが、制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。さらに、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

3. 法人課税

(4) 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社(いわゆる一人オーナー会社)については、現在、業務主宰役員(一人オーナー)の役員給与の一部を損金不算入とする制度が設けられています。この制度は、特殊支配同族会社の業務主宰役員は自ら給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、そうした役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし、この制度については、二重控除を是正する手法として適当かといった批判があります。

このため、本制度は平成 22 年度税制改正で廃止します。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度税制改正で講じることとします。

所得税収の推移

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：33万円→35万円）、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設（45万円）等

+ 1.7兆円（マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行）

【税制改革】

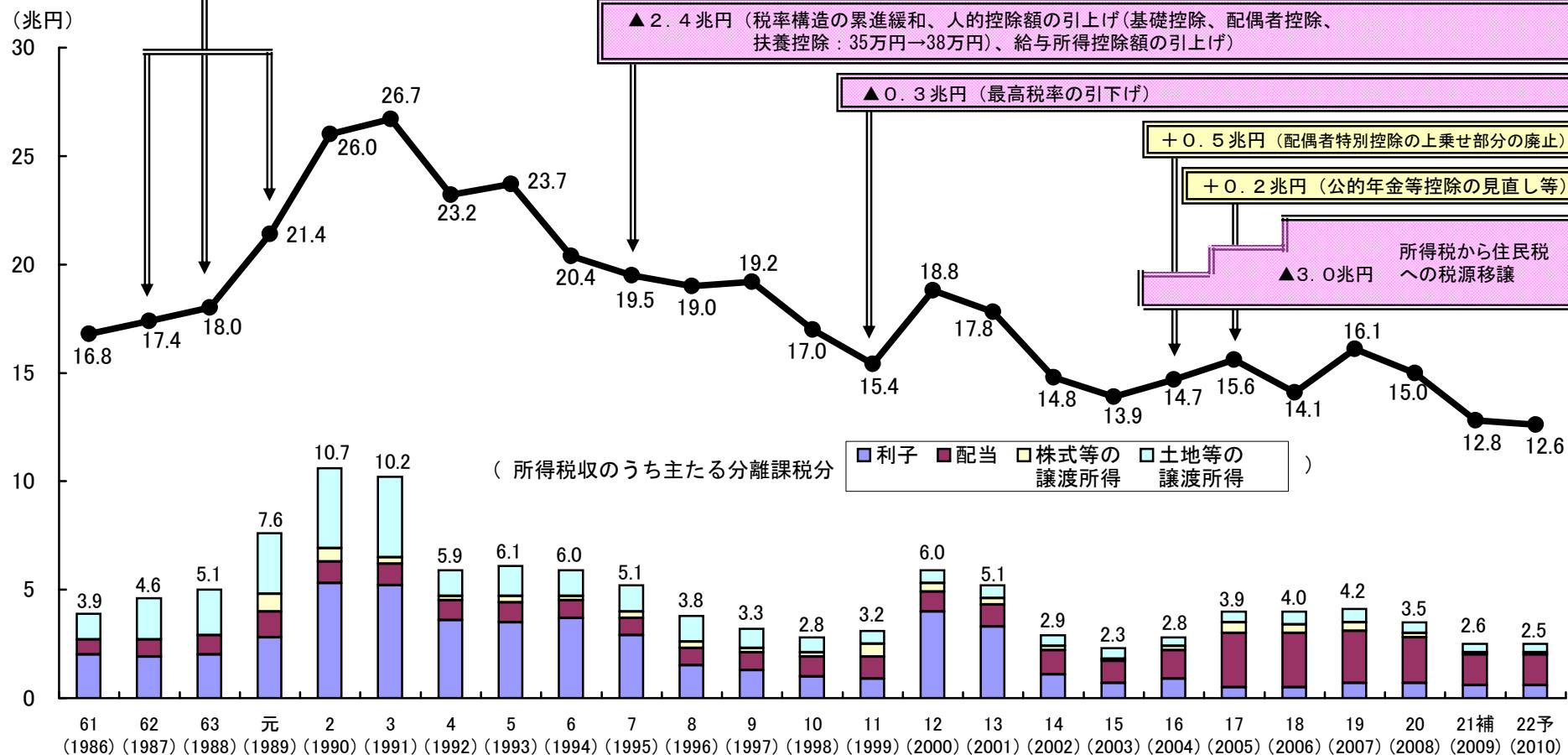
▲ 2.4兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：35万円→38万円）、給与所得控除額の引上げ）

▲ 0.3兆円（最高税率の引下げ）

+ 0.5兆円（配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止）

+ 0.2兆円（公的年金等控除の見直し等）

▲ 3.0兆円
所得税から住民税
への税源移譲



(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は補正後予算額、22年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

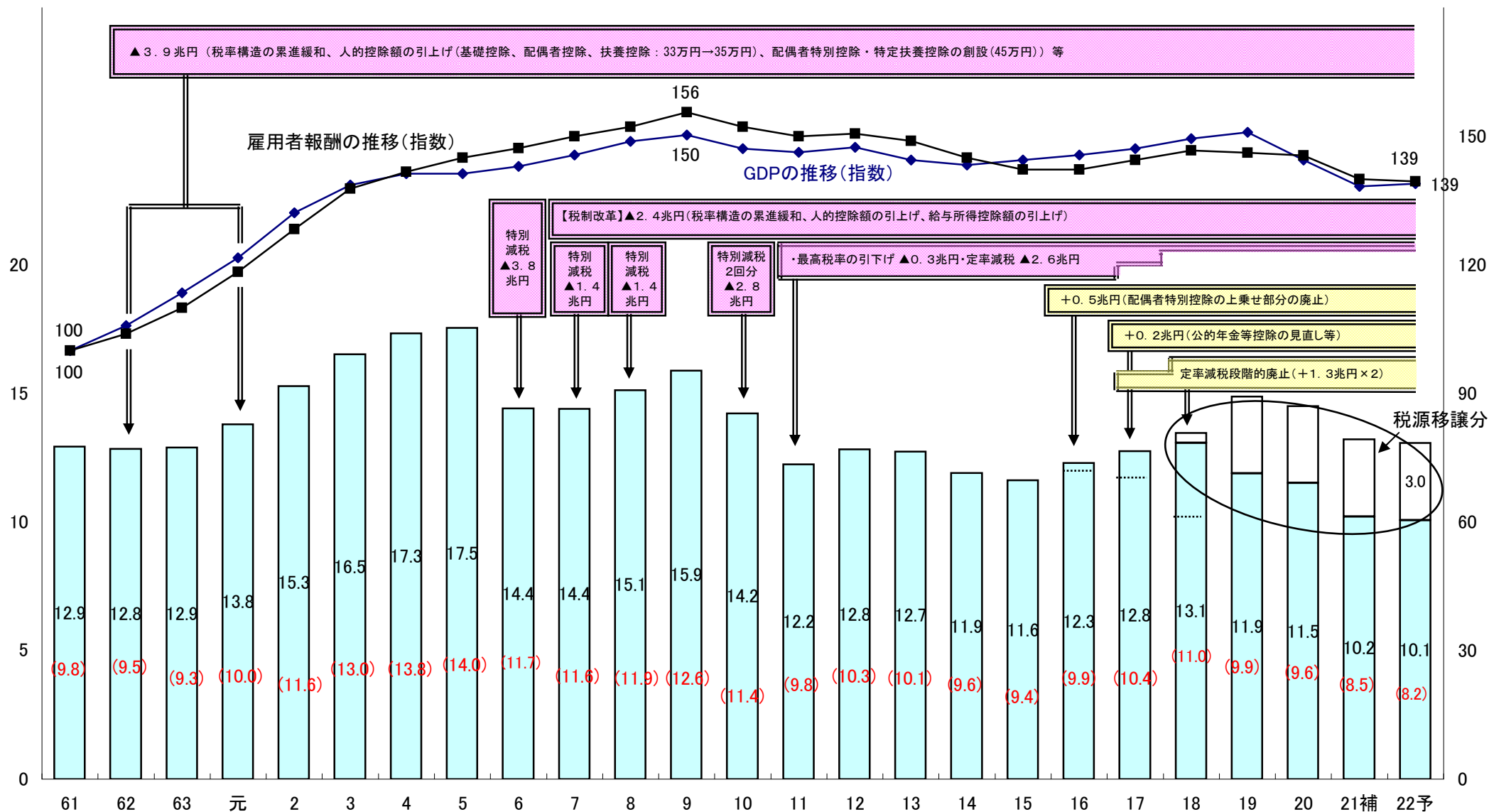
(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計（20年度は推計値）。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（63年度以前及び20年度は推計値）。

主たる分離課税分を除く所得税収の推移等 ()の数字は、給与所得の源泉分

(兆円)

(指数)



(注) 16年度、17年度、18年度は、所得譲与税による税源移譲前の係数(税源移譲額: 16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)。

人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件
			【現行】	【改正案】	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者		—
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	—
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者と同居を常況としている者	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者		—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者 【改正案: 年齢16歳未満を廃止・年齢16歳以上19歳未満を追加】	38万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者 【改正案: 年齢19歳以上に縮減】	63万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	—
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である扶養親族と同居を常況としている者	+35万円	【同居特別障害者控除に改組】	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	—	
特別な人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者		75万円 【新設】
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	・夫と死別した者 ・夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	①の場合 年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得500万円以下
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円		年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

(注) 表中の改正案は平成23年分以後の所得税について適用。

基礎的な人的控除額の推移

(単位：万円)

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老人配偶者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	年 少 扶 養 控 除	老人扶養控除	
								一 般	同居老親等
年 分	(S22年創設)	(S36年創設)	(S52年創設)	(S62年創設)	(T9年創設)	(H元年創設)	(H11年創設)	(S47年創設)	(S54年創設)
昭和 59 年	33	33	39		創設時 18歳未満 60歳以上 障害者 昭和15年 配偶者追加 昭和25年 年齢要件撤廃			39	46
60・61	〃	〃	〃		〃			〃	〃
62	〃	(38) 〃	(44) 〃	(創設) 11.25	〃			〃	〃
63	〃	〃	〃	16.5	〃			〃	〃
平成元～4	35	35	45	35	35	(創設) 45		45	55
5・6	〃	〃	〃	〃	〃	50		〃	〃
7～9	38	38	48	38	38	53		48	58
10	〃	〃	〃	〃	〃	58		〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	63	(創設) 48	〃	〃
12～15	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(12年廃止)	〃	〃
16	〃	〃	〃	(上乗せ廃止)	〃	〃		〃	〃
17～22	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
23 【改正案】	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
					(～15歳：廃止)	(16～18歳： 上乗せ廃止)			

(備考) 昭和62年の()書は、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

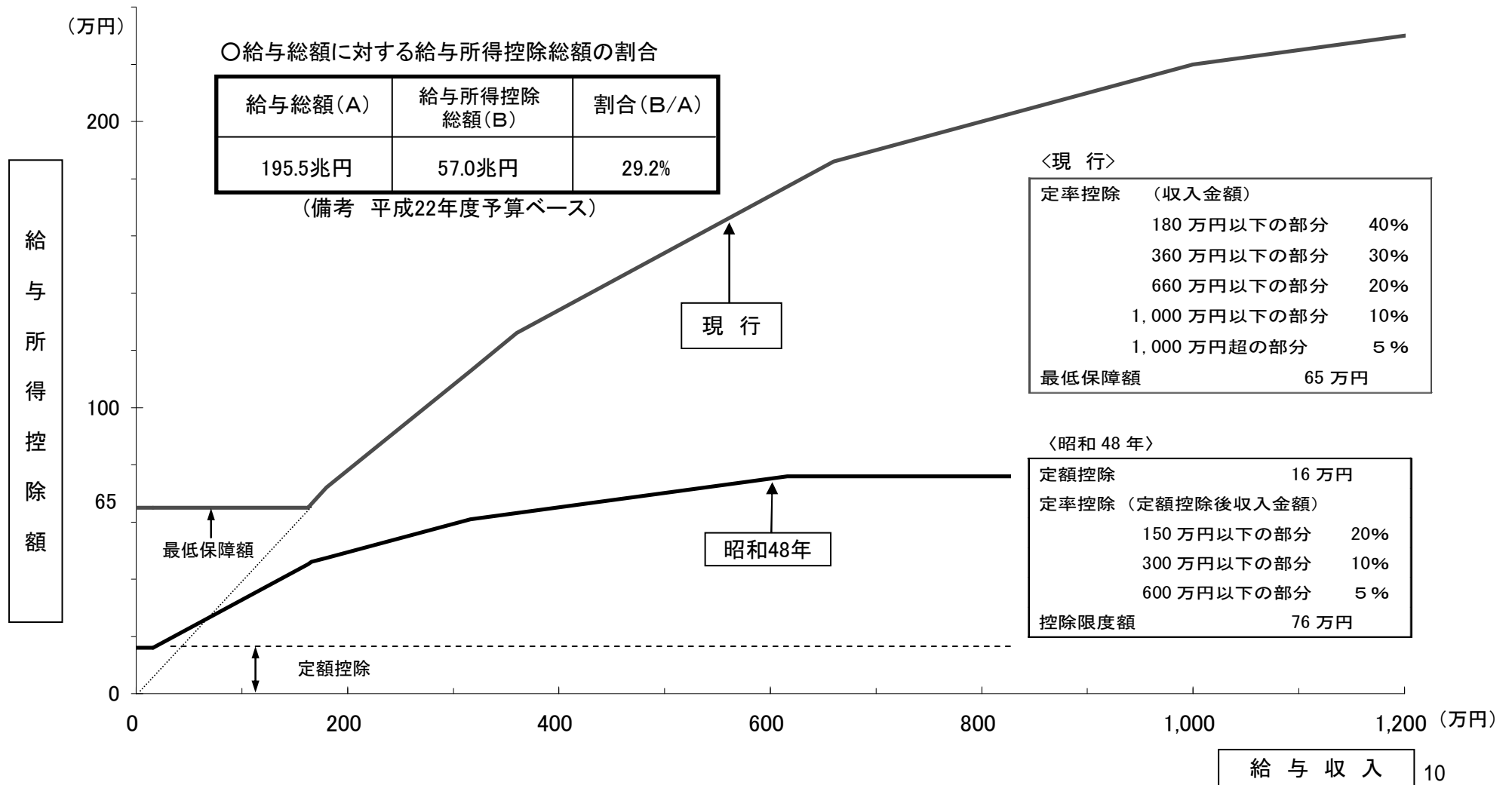
その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医 療 費 の 額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額} \\ \text{200万円)} \end{array}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） （改組の内容） 新たに介護医療保険料の控除を設け、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの控除限度額を4万円とし、合計の控除限度額を12万円（現行10万円）とする。 ➡(改正案):改組
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - \frac{5\text{千円}}{\quad} = \text{寄附金控除額}$ ➡(改正案):2千円

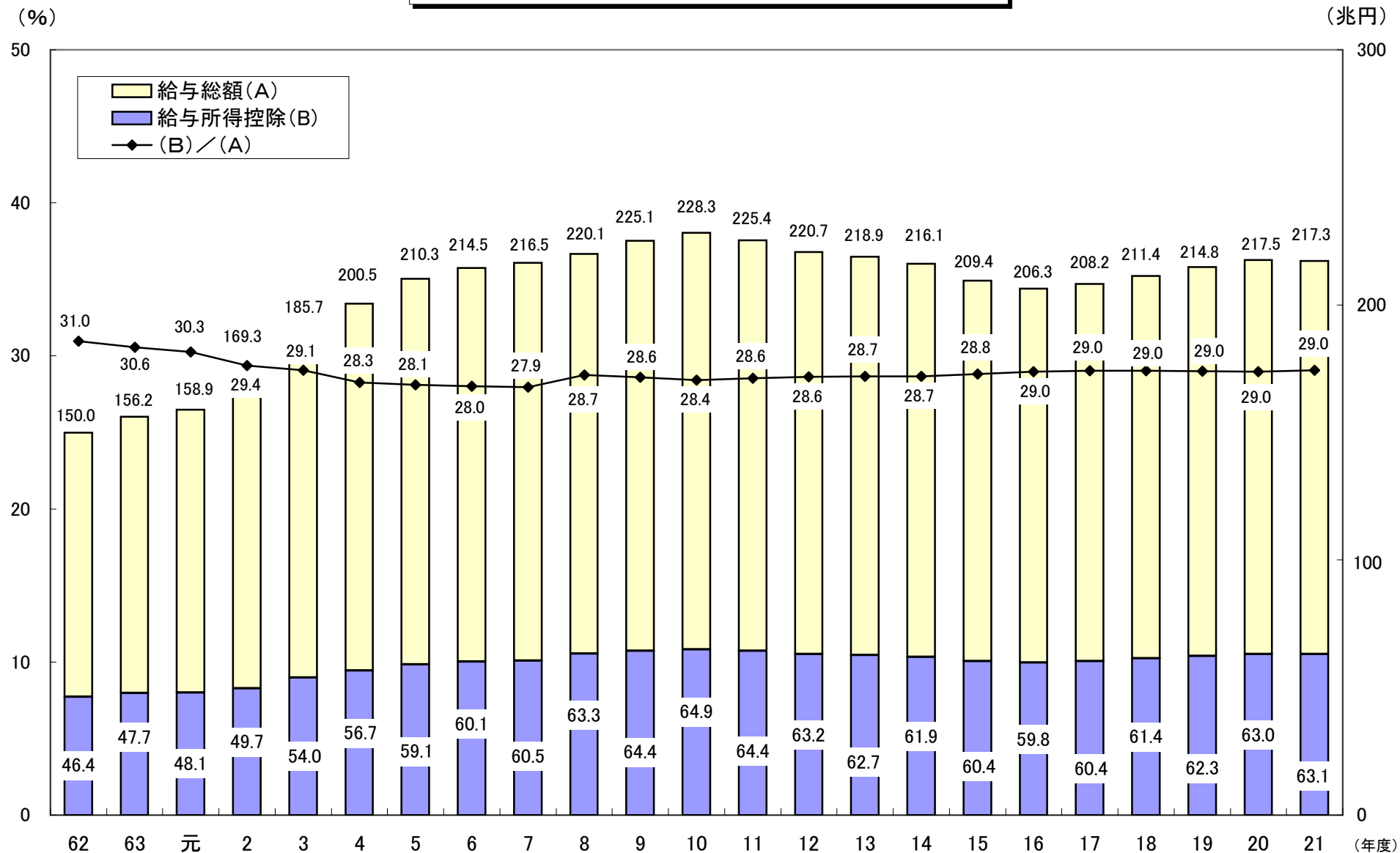
（注）表中の改正案は、生命保険料控除については平成24年分、寄附金控除については平成22年分以後の所得税について適用。

給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（上限なし（昭和48年分以前は上限あり））。
- ※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる（特定支出控除）。



給与総額に対する給与所得控除総額の割合



(備考) 総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」を基に作成。

(注) 個人住民税の課税実績に基づく、前年分の所得に係る金額である。

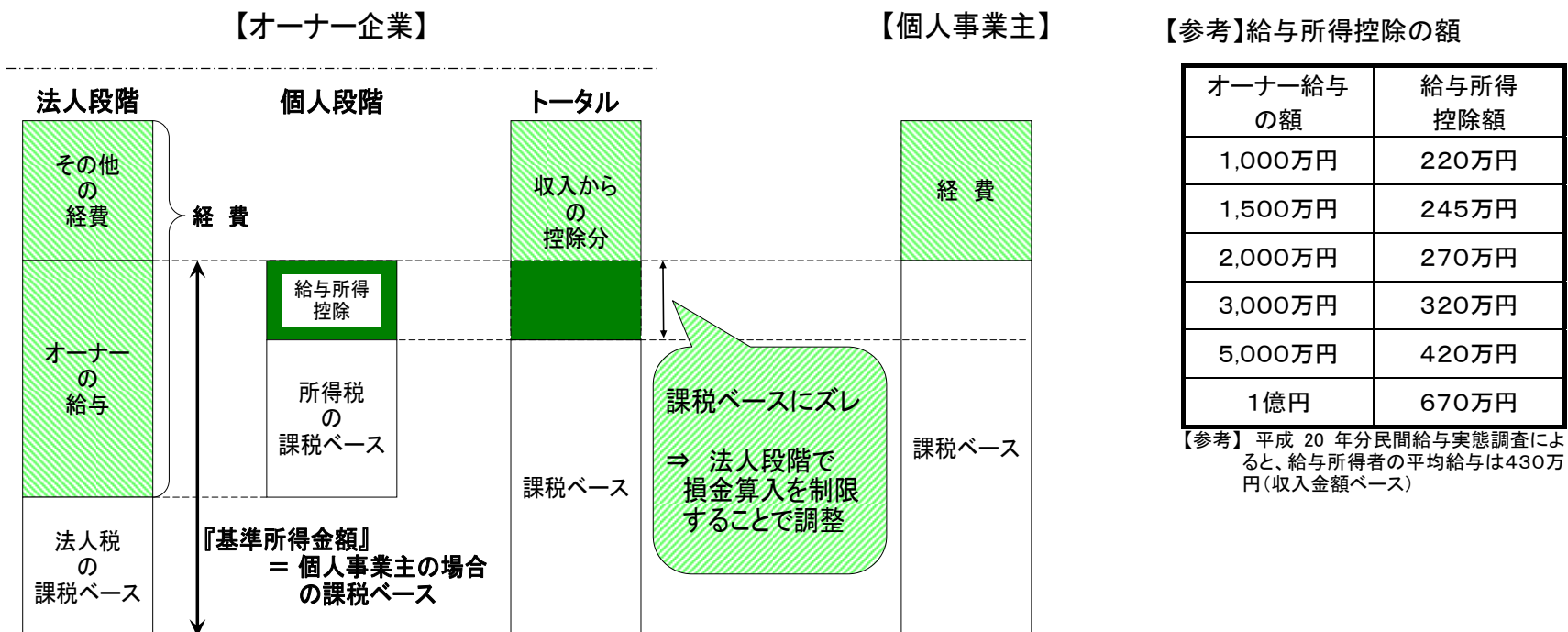
特殊支配同族会社（いわゆる一人オーナー会社）の役員給与の損金不算入制度の廃止

新会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金規制の撤廃等を背景として、個人事業主との負担の公平性を確保する観点から、いわゆる一人オーナー会社において発生する「経費（オーナー給与に係る給与所得控除相当額）の二重控除」を是正する措置を導入（平成18年度改正）

- **対象企業**：オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社
- **適用除外**：基準所得金額（法人所得+オーナーの給与）が1,600万円(19年度改正で800万円から引上げ)以下の法人
基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人

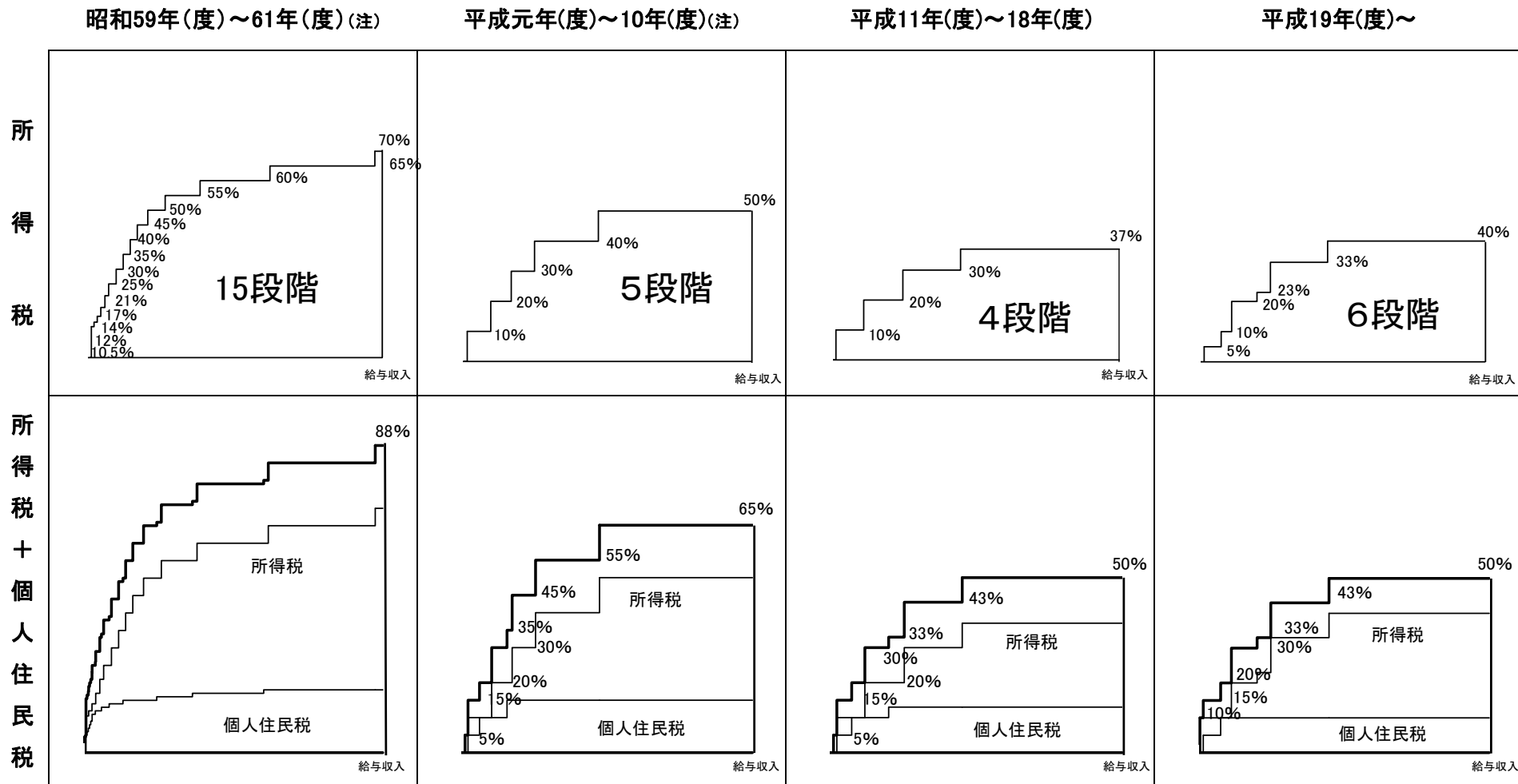
【改正案】

本制度は、平成22年度改正で廃止。なお、オーナー給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度改正で講じる。



所得税の税率の推移(イメージ図)

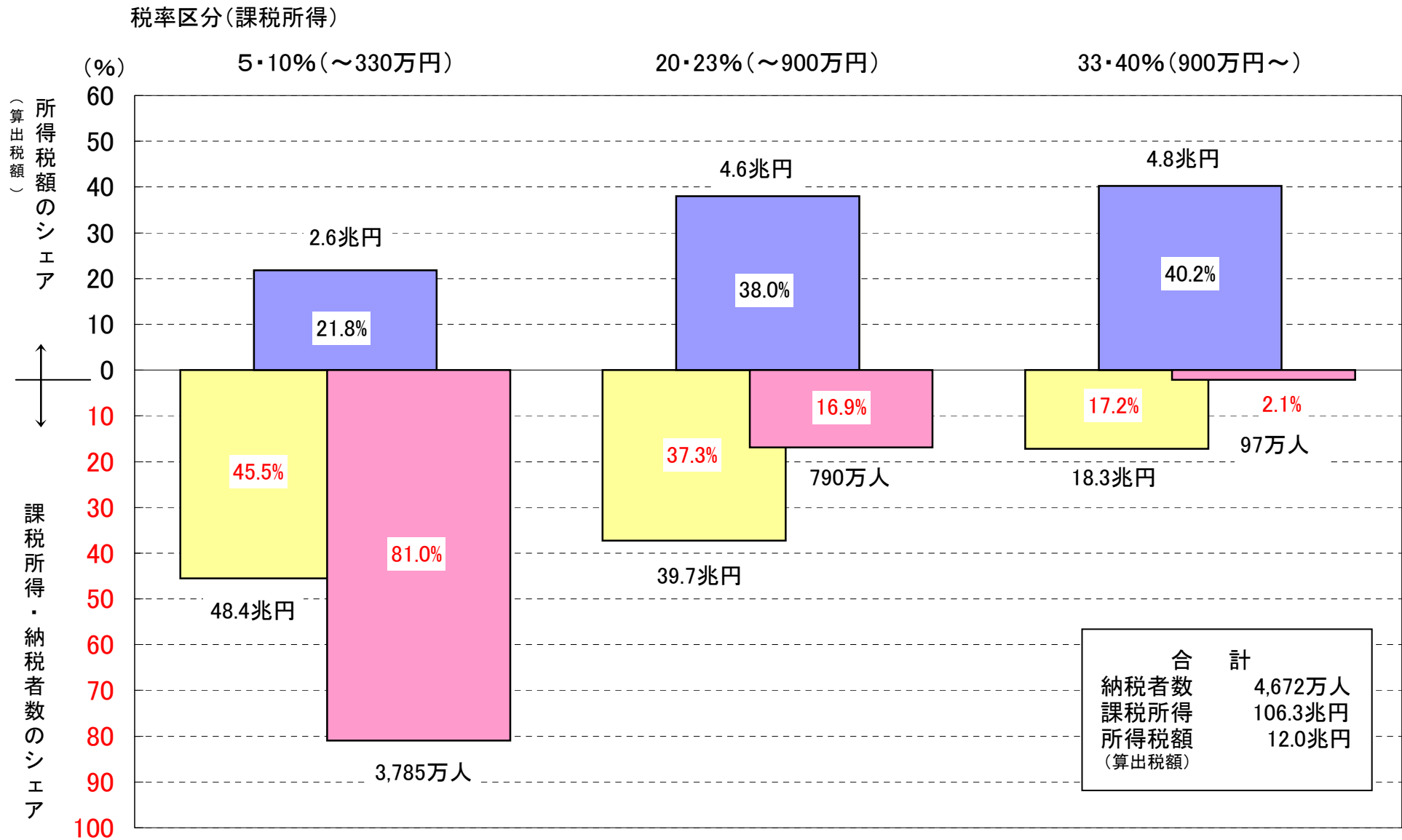
- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



(注1) 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。(住民税(62年度)の最高税率は18%、住民税と合わせた最高税率は78%)
 昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。(住民税(63年度)の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%)
 (注2) 平成7年の税制改正において、税率は据え置いたまま、その適用範囲の拡大がなされた。

所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況

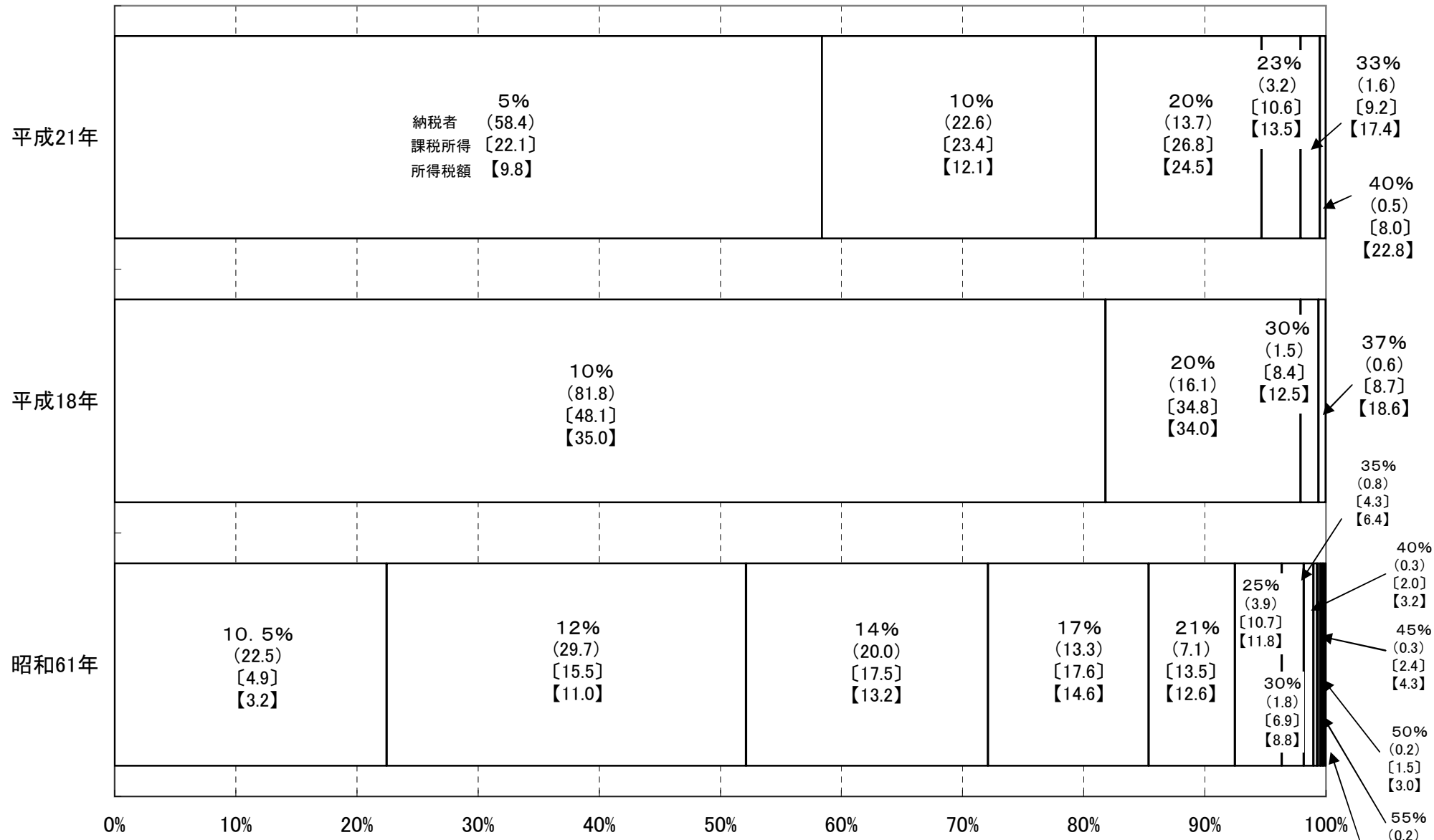
未定稿



(注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
 2. 上記の各階級区分(①「~330万円」、②「~900万円」、③「900万円~」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「~785万円」、②「~1,430万円」、③「1,430万円~」となる。

所得税の税率区別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況
 (グラフの1段目は税率区分、2段目・3段目・4段目はそれぞれの税率区分に属する納税者・課税所得・所得税額の全体に占める割合)

未定稿



(備考) 昭和61年及び平成18年は「民間給与実態統計調査」等に基づいて推計したものであり、平成21年は平成21年度予算ベースの推計値である(いずれも総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない)。

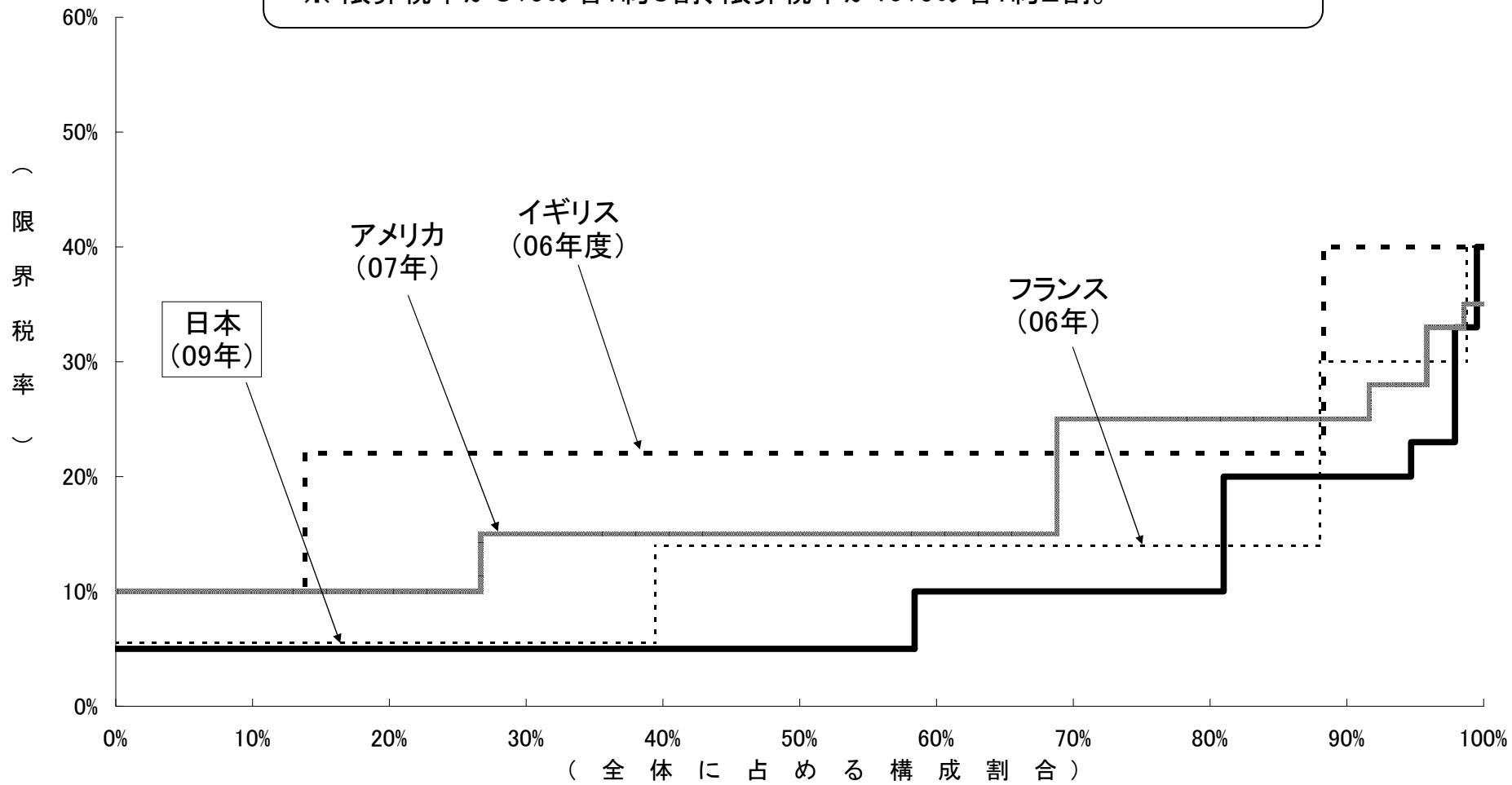
60・65・70%
15 (0.03)
[0.5]
[1.5]

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2010年1月現在)

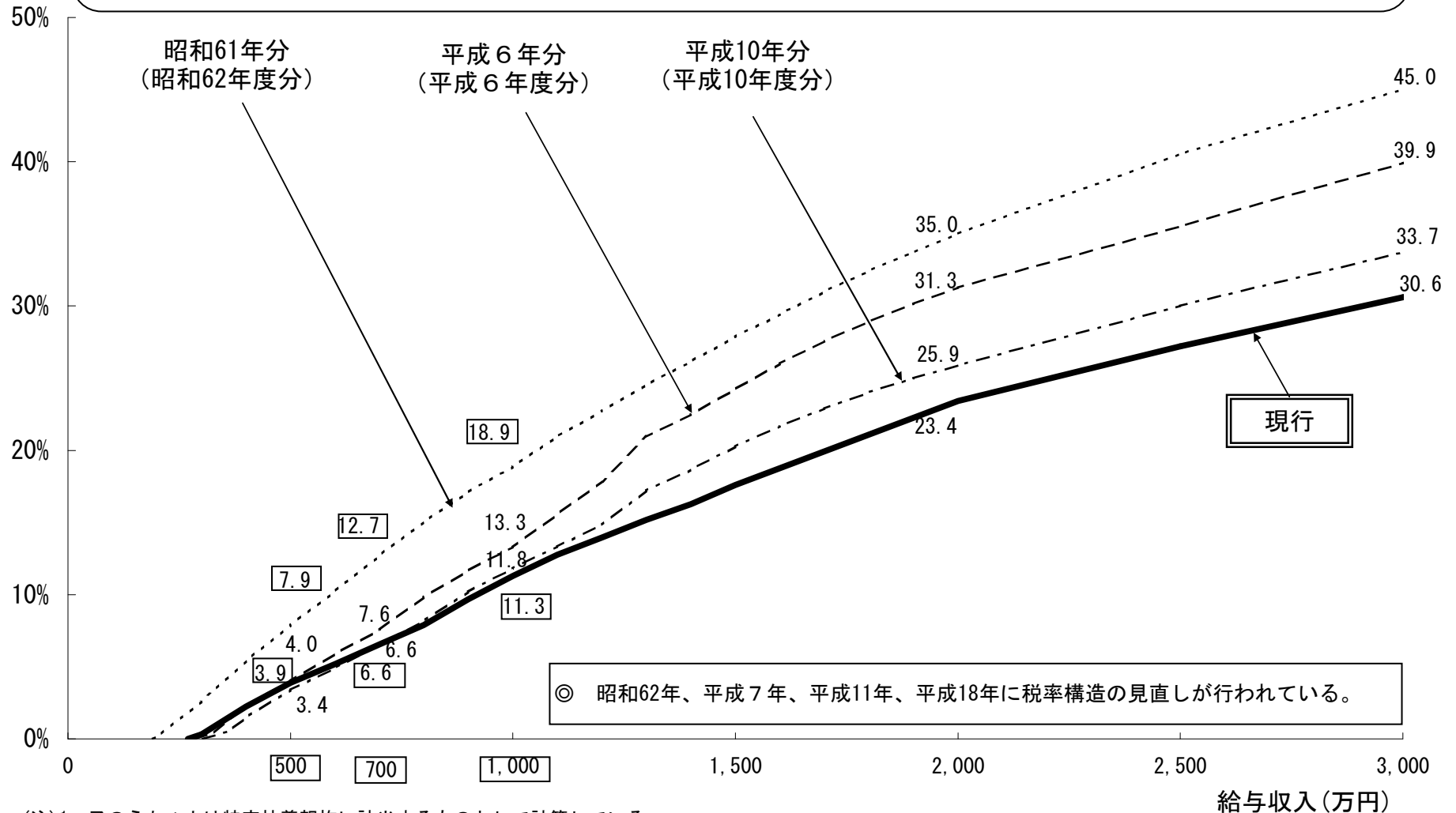
○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。
 ※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。



(注) 1. 日本のデータは、平成21年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

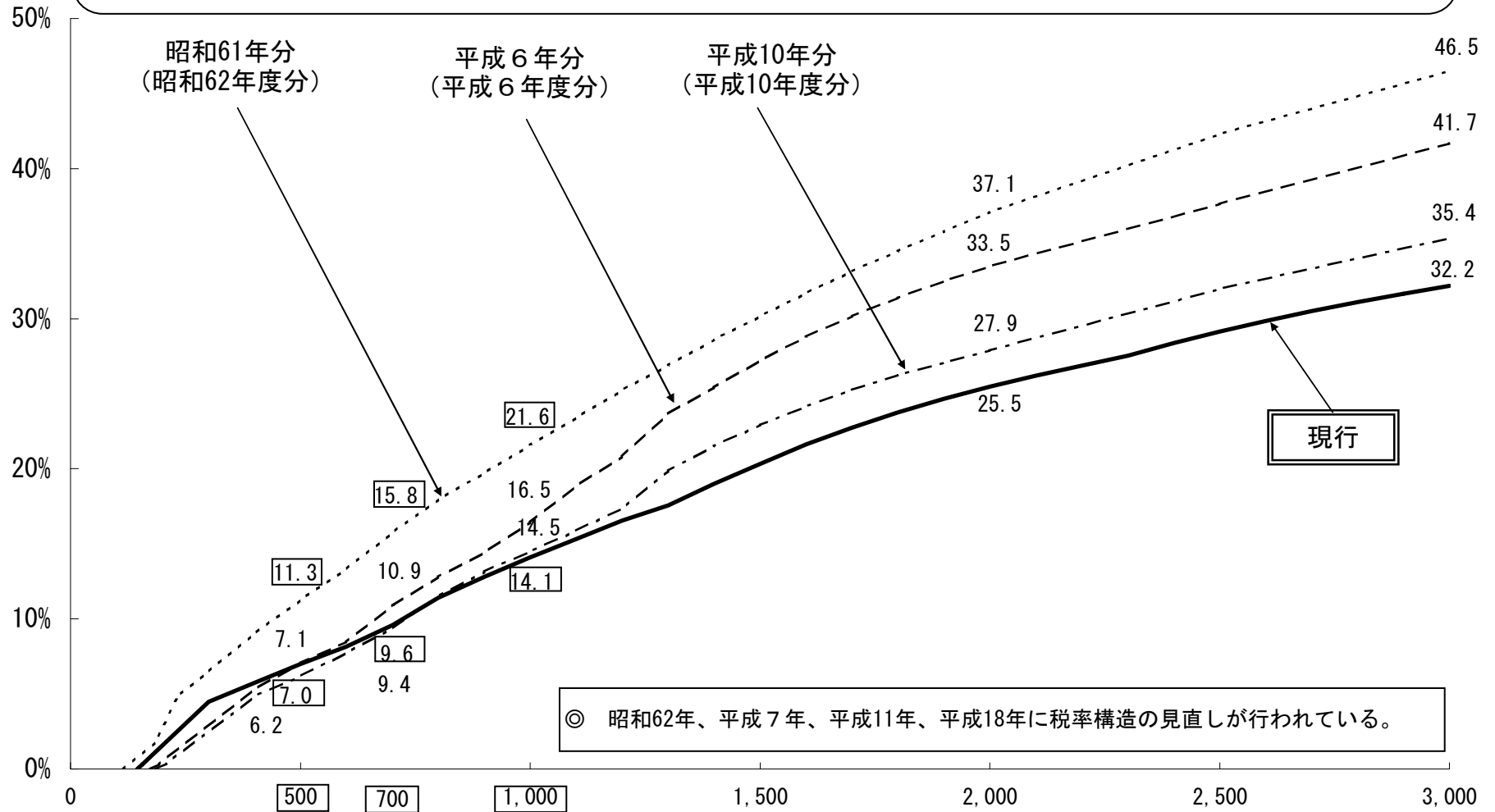
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%



- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%

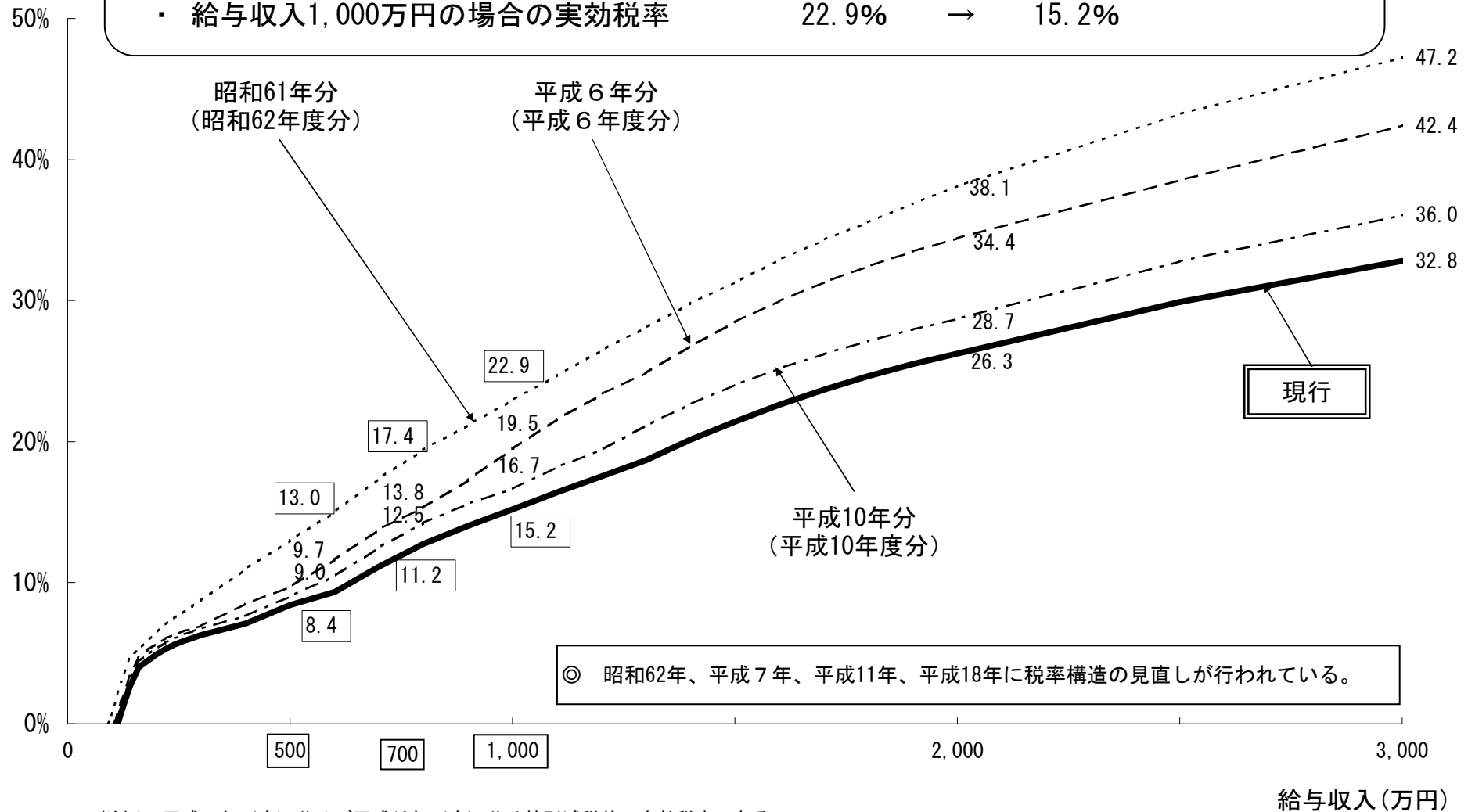


(注) 1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

給与収入(万円)

個人所得課税（所得税+個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

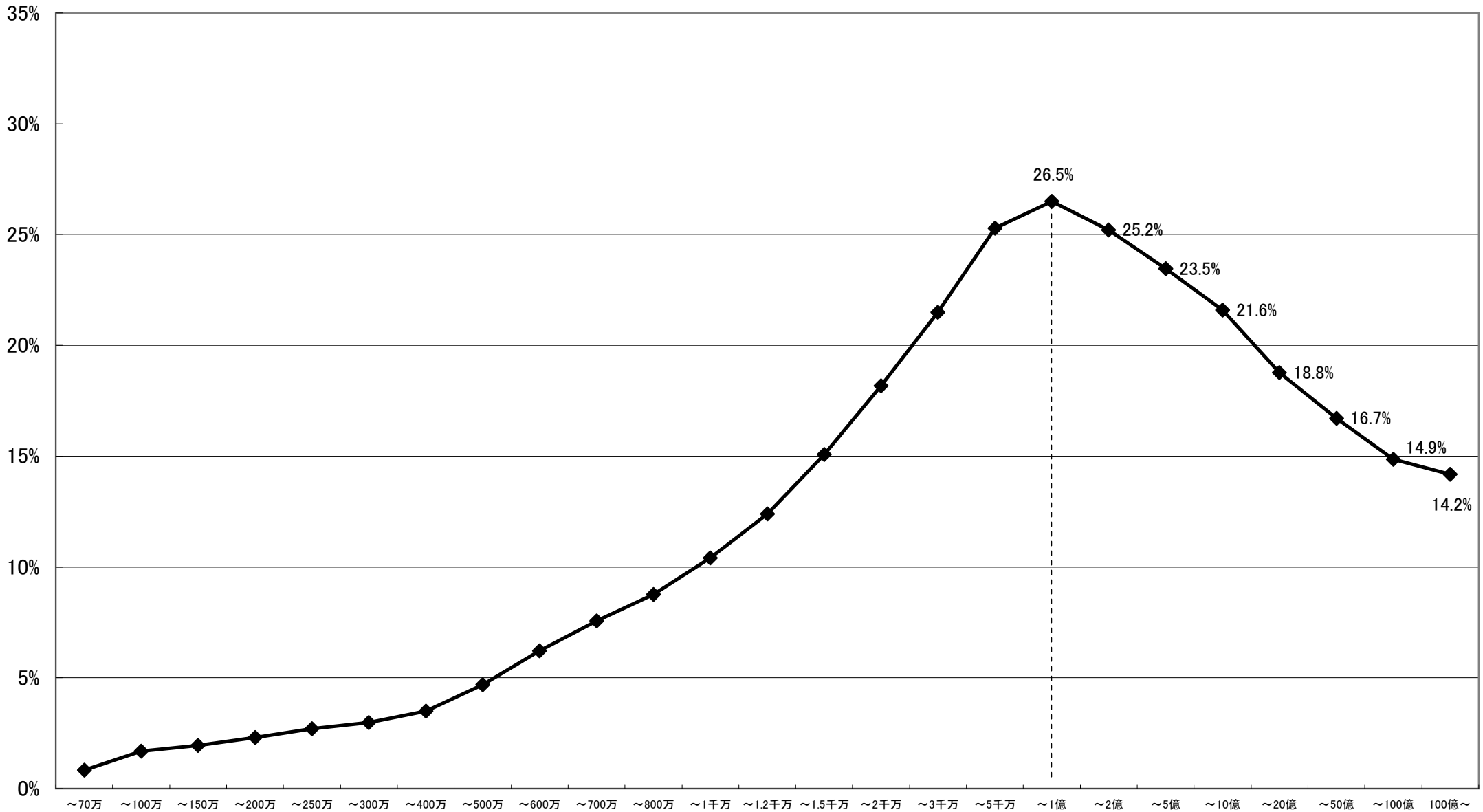
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。（昭和61年分） （現行）
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%



(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 2. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

申告納税者の所得税負担率（平成19年分）

（負担率）



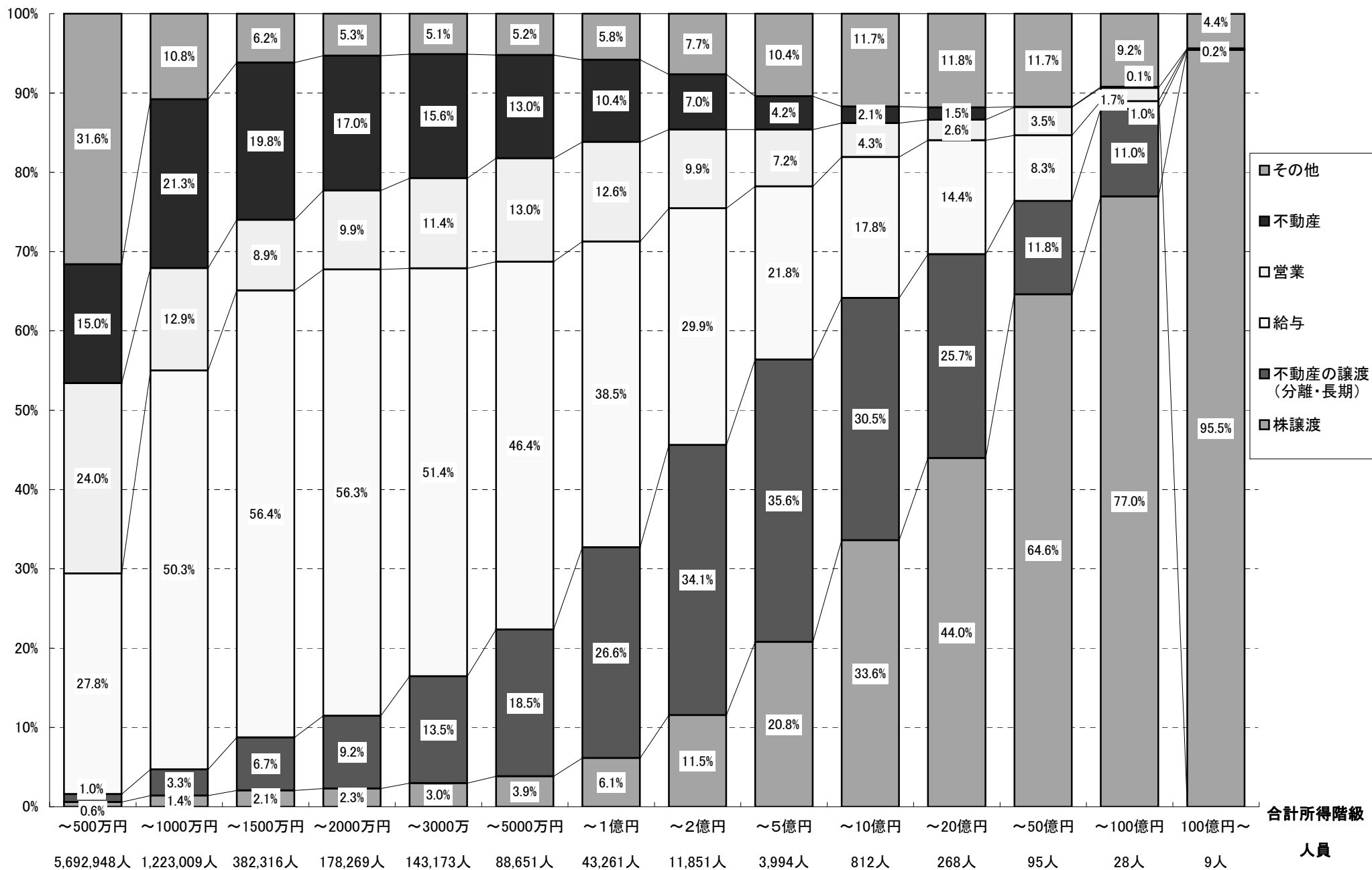
（備考）国税庁「平成19年分申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

（合計所得金額：円）

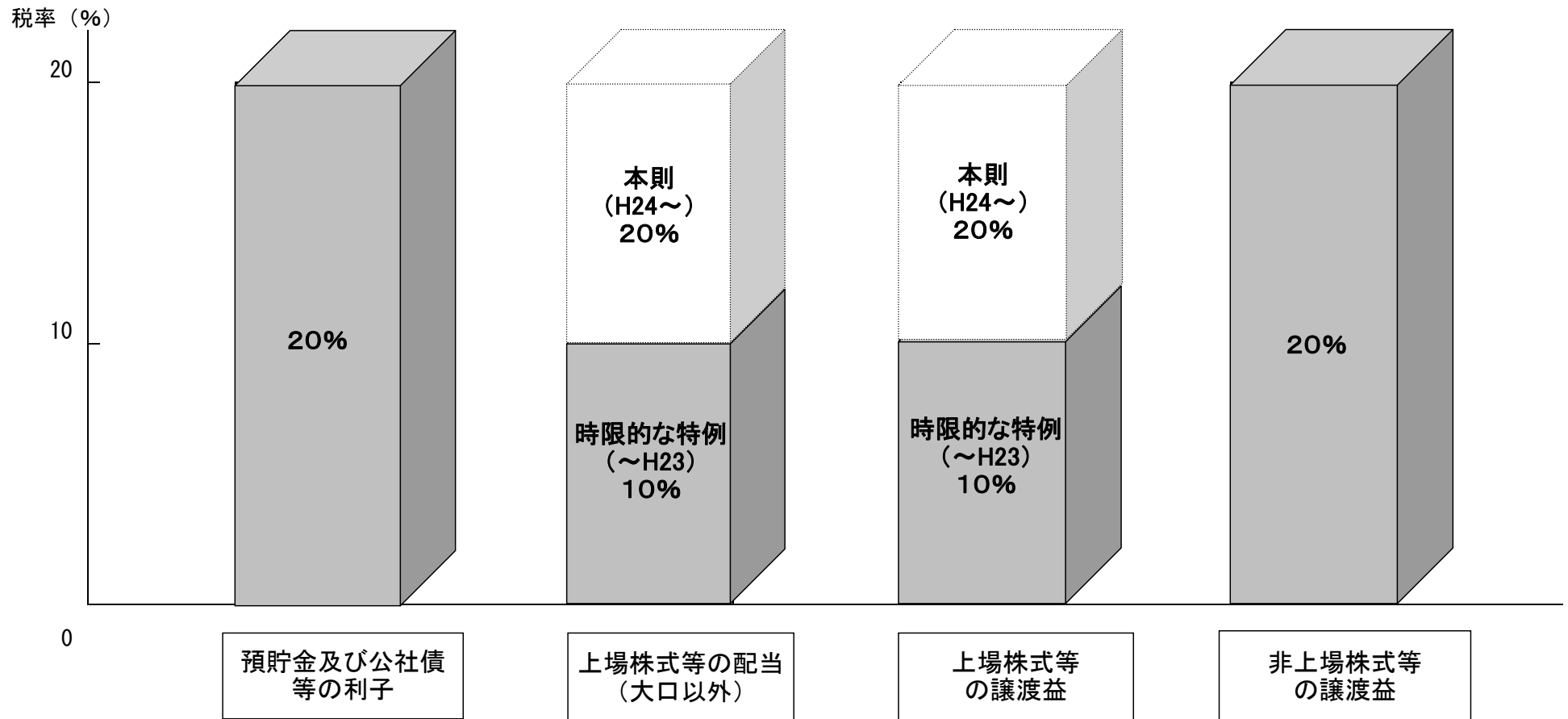
（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

合計所得階級別の所得種類の内訳(国税庁統計年報書:平成19年度)



金融所得課税の概要



(注) 上記のほか、「一時払い養老保険の差益」「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

配 当 課 税 の 概 要

区 分	平成21年～平成23年	平成24年～
公募株式投資信託の収益の分配等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">申告不要と総合課税との選択</div>	
上場株式等の配当 (大口以外)等 (注)	① <u>申告不要</u> (20%源泉徴収) (所15%、住5%) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 【軽減税率(～平成23年)】 10%源泉徴収(所7%、住3%) </div> 又 は ② <u>総合課税</u> (配当控除) (所5～40%、住10%)	
剰余金の配当・利益の配当 ・剰余金の分配等	(注) 株式譲渡損との損益通算のため、 <u>20%申告分離課税</u> (所15%、住5%)も選択可。 (平成22年分からは、特定口座における損益通算も可)	
上 記 以 外	総合課税(配当控除) (所5～40%、住10%) (20%の源泉徴収) (所20%)	
1回の支払配当の金額が、 10万円× $\frac{\text{配当計算期間}}{12}$ 以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20%の源泉徴収) (所20%)	

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

株式譲渡益課税の特例

区 分	現 行 制 度
上場株式等の 課税方式	<p>《申告分離課税》</p> <p>上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><~23年の特例措置> 上場株式等の譲渡益 × 10% (所7%、住3%)</p> <p>※譲渡益の金額にかかわらず10%軽減税率を適用</p> </div>
源泉徴収口座 における源泉徴収	<p>上場株式等の譲渡益 × 20% (所15%、住5%) (源泉徴収税率)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><~23年の特例措置> 上場株式等の譲渡益 × 10% (所7%、住3%)</p> <p>※譲渡益の金額にかかわらず申告不要可</p> </div>
その他の株式等 の課税方式	<p>《申告分離課税》</p> <p>譲渡益 × 20% (所15%、住5%)</p>

(注1) 上場株式等の譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得の金額からの繰越控除可。

(注2) 平成21年より、上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当所得の金額から控除できる。

株式の配当所得・譲渡所得の税収(所得税)

○ 軽減税率10%(国7%・地方3%)適用分(個人)は配当で約0.1兆円の税収(国税分)。
 ⇒株式の配当を本則税率20%(国15%・地方5%)に戻した場合には約0.1兆円の増収(国税分)。

※ 株式の譲渡所得については、改正増収を見込むことが困難。

(参考)

配当所得に係る税収(国税分)	譲渡所得に係る税収(国税分)
1.4兆円 うち上場分(個人) (0.1兆円) ↑ 軽減税率適用分	0.2兆円 うち上場分 (0.1兆円) ↑ 軽減税率適用分

(注1) 配当所得に係る税収(国税分)には、法人分が含まれる。

(注2) 22年度予算ベース。

利子・配当・株式譲渡益課税の沿革（主なもの）

年次	利子課税	配当課税	株式譲渡益課税
63	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 46 年～ 総合課税 or 源泉分離選択課税（35%） ・ 源泉分離課税化（20%）[所得税 15%、住民税 5%] ・ 少額貯蓄非課税制度の原則廃止（老人等少額貯蓄非課税制度に改組） 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 40 年～ 総合課税 or 源泉分離選択課税（35%）（1 銘柄年 50 万円未満等）or 申告不要制度（20%）（1 銘柄年 10 万円以下等） 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 28 年～ ・ 原則非課税（回数多、売買株式数大、事業類似は総合課税）
平元			<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則課税化（以下のいずれかの方式を選択） <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税（26%）[所得税 20%、住民税 6%] ・ 源泉分離選択課税（みなし利益方式）（20%）(注)
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等少額貯蓄非課税制度に改組 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定口座制度の創設
15		<ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉分離選択課税の廃止 ・ 上場株式等（大口以外）の申告不要の適用上限額の撤廃 ・ 上場株式等（大口以外）に係る軽減税率（10%）[所得税 7%、住民税 3%]（平成 15 年 4 月から平成 20 年 3 月まで【現行：平成 23 年 12 月まで】） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告分離課税への一本化（源泉分離選択課税の廃止） ・ 上場株式等に係る税率引下げ（26%⇒20%）[所得税 15%、住民税 5%] ・ 上場株式等に係る軽減税率（20%⇒10%）[所得税 7%、住民税 3%]（平成 15 年 1 月から平成 19 年 12 月まで【現行：平成 23 年 12 月まで】） ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設
16			<ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式に係る税率引下げ（26%⇒20%）[所得税 15%、住民税 5%]
20		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の申告分離課税の創設（平成 21 年 1 月から） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算の仕組みを導入（平成 21 年分から。なお、特定口座を利用した損益通算は平成 22 年分から）
22		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置を導入

（注）平成元年に導入された源泉分離選択課税制度は、売値の 5%を「みなし譲渡益」として課税（税率 20%、税額は売値の 1%）するもの（平成 8 年 4 月 1 日より「みなし譲渡益」を 5.25%、税額を 1.05%に改正）。

※表の税率の内書き記載のないものは、所得税のみの税率である。